

昭和54年度教育モニター募集要領 文 部 省

1 趣 旨

政府の文教施策について、広く一般国民から、批判、意見、要望等を聞き、文教行政の参考とします。

2 仕 事

教育モニターには、次の仕事を行っていただきます。

- ① 文部省がお送りする文書に御意見などを記入し、回答していただきます。
- ② ①以外で、文教行政に対する御意見、御要望などがある場合は、随時お送りいただきます。

3 募 集 人 員 等

500人 依頼期間 2年

(53年度に依頼したかたと合わせて、教育モニターの人数は1,000人となります。)

4 応 募 資 格

教育について関心があり、教育モニターとして仕事に熱意をもっている年齢満20歳以上の日本国民です。

ただし、次のかたは応募できません。

- ① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ② 常勤の国家公務員及び地方公務員(ただし、校長及び教員は応募できます。)
- ③ 行政相談委員法による行政相談委員
- ④ かつて文部省教育モニターであった者

5 謝 礼 等

謝礼は、依頼した事項に対する報告1回について1,500円を支払います。

また、文部広報、その他の広報資料を発行のつどお送りします。

6 申 込 先

〒960 福島市杉妻町2-16 福島県教育庁総務課(電話 0245 22-1111 内線 3916)

7 申 込 締 切 日

昭和54年3月10日(土)

(郵便で申し込む場合は、申し込み締め切り日までに到着するようにしてください。)

8 「教育モニター申込書」用紙の請求

所定の「教育モニター申込書」は、直接、上記「6 申込先」で受け取るか、又は50円切手をはった返信用封筒(あて先明記)を同封して請求してください。

9 選 考 結 果

昭和54年4月に文部省で決定し、直接本人にお知らせする予定です。

未来をひらく、県民のための生がよい教育